

国民健康保険からのお知らせ

問合せ先 国保年金課国保係 ☎72-2111内線424・425 市役所本館 1階⑧番窓口

1 平成26年度の国保税の納税通知書を7月中旬に送付します

●国保税の納め方～国民健康保険税の納税義務者は世帯主です～

国保税は被保険者ごとに納めるのではなく、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

●納付方法・納期は

①納付書または口座振替による納付(普通徴収・年8回)

②年金天引き(特別徴収・年6回)

のいずれかです。

納期(月末)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 年8回				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収 年6回	◎		◎		◎		◎		◎		◎	

※既定の納期後に税額変更があった場合は、随時お知らせをお送りします。また、納付方法は年度途中で切り替わる場合があります

【参考】 納付方法が特別徴収となるのは、①～⑥すべての条件に該当する場合です。

①世帯主本人が国保加入者 ②世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満 ③世帯主の介護保険料が特別徴収されている世帯 ④介護保険料を天引きされている年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税の合算額がその年金額の2分の1を超えない世帯 ⑤世帯主の年金を担保に供していない世帯 ⑥国保税を納付書で納めている(口座振替ではない)世帯

国保税の納付には口座振替が便利です!

- お申込先 収納課収納係(③番窓口)または取扱金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、福岡県南部信用組合、とびうめ信用組合、みい農協、ゆうちょ銀行)
- 必要なもの ①口座振替に使う通帳 ②口座の届出印
- 振替日 各納期限日(月末)(※金融機関休業日の場合は翌営業日)または一括前納

2 平成26年度 国保税の改正点① 賦課限度額の一部引き上げを行います

国保税の3費目のうち、後期高齢者支援金分と介護納付金分の賦課限度額(課税額の上限)を2万円ずつ引き上げます。医療保険分には変更はありません。

後期高齢者支援金分 14万円 → **16万円**

介護納付金分 12万円 → **14万円**

平成26年度の国民健康保険税の税率表

	医療保険分 (0歳以上～75歳未満)	後期高齢者支援金分 (0歳以上～75歳未満)	介護納付金分 (40歳以上～65歳未満)
①所得割 (前年所得による)	(25年の総所得金額等 －33万円)×8.0%	(25年の総所得金額等 －33万円)×2.6%	(25年の総所得金額等 －33万円)×2.3%
②均等割 (加入者数による)	合 算 24,000円×被保険者数	合 算 7,000円×被保険者数	合 算 7,000円×被保険者数
③平等割 (世帯あたり定額)	24,000円	7,000円	7,000円
小 計	小計A〔①+②+③〕 賦課限度額 51万円	小計B〔①+②+③〕 賦課限度額 16万円	小計C〔①+②+③〕 賦課限度額 14万円
世帯の年税額 = 小計A + 小計B + 小計C			

③ 平成26年度 国保税の改正点② 低所得者に対する軽減措置を拡充します

国保税には、世帯の前年中の総所得金額等が国の定める基準額(※下表)以下の世帯に対し、均等割と平等割を減額する仕組みがあります。

小郡市では、平成26年度の国保税から、5割軽減と2割軽減の基準額を次のとおり改正します。

5割軽減については、基準額の算定基礎となる被保険者数に世帯主を含めることで、単身世帯も軽減の対象となるようにします。2割軽減については、基準額の算定基礎となる金額を35万円から45万円に引き上げます。今回の改正によって、これまでよりも2割・5割軽減の対象範囲が広がります。

なお、国保税の軽減は、皆さんの所得を判定して自動的に適用するので、申請は不要です。

減額割合	基準額(前年中の所得の合計が下記の金額以下)	
	改正前	改正後
7割	33万円	33万円
5割	33万円 + (24万5千円 × (被保険者数※ - 国保世帯主))	33万円 + (24万5千円 × 被保険者数※)
2割	33万円 + 35万円 × 被保険者数※	33万円 + 45万円 × 被保険者数※

※被保険者＝旧世帯主・旧世帯員(後期高齢者医療制度に移行したことで国保資格を喪失した世帯主・員)を含む

軽減を受けるためには所得の申告が必要です

国保税の軽減は、皆さんの所得を判定して自動的に適用するので、申請は不要です。ただし、軽減を受けるためには、世帯主と国保加入者の所得が正しく申告されている必要があります。

●申告する必要がある人

- ①世帯主(本人が被保険者ではない場合を含む)
 - ②被保険者
 - ③国保から後期高齢者に移行した旧被保険者
- ※前年中に収入がなかった人でも「ない」という事実を申告する必要があります

※以下の人は申告の必要がありません

- ①すでに確定申告や住民税申告をした人
 - ②収入が給与のみで、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
 - ③収入が公的年金のみで、年金支払報告書が年金支払者から市に提出されている人
- ※公的年金のうち、遺族・障害年金のみを受給している人は、支払報告書が市に提出されないため、申告が必要です

●申告に必要なもの

(②③は提出が可能な場合のみで可)

- ①印鑑
- ②平成25年中の所得の把握できる書類(源泉徴収票や年金・給与の支払明細など)
- ③所得控除(生命保険料など)の証明書類

●申告の窓口・ご相談は…

- ①平成26年1月1日現在小郡市在住の人
…税務課市民税係(⑤番窓口)
- ②平成26年1月2日以降に転入した人
…国保年金課国保係(⑧番窓口)

●申告の期限

6月30日(月)までに申告された内容は7月の納税通知書に反映します。それ以後の申告で課税内容に変更が生じた場合は、申告月の翌月以降にお知らせします。

けんこうづくりマスコット・カモン君

国保税は皆さんの医療費となる大切な財源です。
確実かつ速やかな納付にご協力をお願いします。



国民健康保険税 よくある質問 Q&A

Q 5月に勤め先の健康保険に入ったのに納税通知書が届いたのはどうして？

A 次の2つの場合が考えられます。
①脱退手続きを済ませている場合

国保税は年度単位(4月～翌年3月)で計算しますが、納期が7月から始まるため、加入月と税の納付月にズレが生じます。お送りしたのは国保加入中の4月分の国保税ですから、通知どおり納付してください。

②脱退手続きをしていない場合

健康保険の切り替えは自動的に行われません。お手元の通知書は1年間分の国保税を賦課したものです。窓口での脱退手続き後、年税額を実際の加入期間分に変更しますが、納期ごとの納付額が変更されるのは手続きの翌月の納期以降なので、第1期は通知書どおりの額を納めてください。

Q 納付書が届いた後に会社の健康保険に加入した場合、国保税はどうなるの？

A 年度中に国保を脱退する場合は、脱退月の前月までの国保税を月割で再計算します。再計算後の税額と納期ごとの納付額は、脱退手続きの翌月をめどにお知らせしますので、お早めに窓口にお越しください。

なお、再計算の結果、減額によって国保税が納めすぎとなったときは、後日お返しします。

国民健康保険の加入・脱退手続きに必要なもの

- 脱退手続き** 印鑑、脱退する人全員分の社会保険証等および国民健康保険被保険者証
- 加入手続き** 印鑑、健康保険資格喪失証明書、年金証書(※厚生年金・共済組合等から年金を受給する65歳未満の人で、年金加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある人のみ)、通帳および通帳印(※国保税の口座振替を希望する場合)
- 手続先** 国保年金課国保係(⑧番窓口)

新しい保険に加入したら要注意！

小郡市の国民健康保険証は使えなくなります

小郡市の国保に加入中の人、勤め先の健康保険や共済保険に加入すると、その保険の資格取得日に遡って国民健康保険証が使えなくなります。

①保険が変わったらまずやること

新しい保険証を受け取ったら「**資格取得日**」を確認してください。(※「健康保険に加入したとき(資格取得日)」は「保険証を渡されたとき(交付日)」とは違う点に注意！)

もし、この「資格取得日」以降に国民健康保険証で受診をしていたら、**受診日には別の健康保険に加入していたことを医療機関に伝えてください。**

この時点で、医療機関が保険者負担分の請求を新しい健康保険に対して行うことができれば、お手続きは終了です。

②医療機関での処理が間に合わなかった場合…

後日、小郡市から、新しい保険の資格取得日以降に受診した保険者負担分医療費を請求します。

この保険者負担分は、小郡市へのお支払い後、ご自身で受診日に加入していた健康保険に請求していただくことになります。

皆さんの最終的な自己負担額は変わりませんが、保険者負担分を一時的に手出しするなどの負担がかかることになるので、まずは①の**徹底**をお願いします。

国保から他の健康保険に加入したときは、速やかに窓口で脱退手続きをして国民健康保険証を返還してください。月の途中であっても、必ず新しい保険証を資格取得日後にかかった医療機関(病院・薬局など)に提示しましょう。

